

第17 連結散水設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「屋内消火栓設備等設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 散水方式

湿式配管方式とし散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

2 散水ヘッドを設けないことができる部分

散水ヘッドを設けないことができる部分は、第30条の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 階段は、規則第30条の2第1号に規定する耐火構造で区画され、かつ、階の床面積が50㎡以下の場合、散水ヘッドを設けることを要しないことができること。なお、この場合、地階の階段が地上階の部分と自動閉鎖の防火戸で区画されていない場合は、「耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画」されているとは認められないこと。
- (2) 規則第30条の2第2号に規定する「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場が含まれるものであること。
- (3) 規則第30条の2第3号に規定する「その他これらに類する室」には、ポンプ室、ボイラー室、冷凍機室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室及び防災センター等（仮眠室、休憩所等の部分を除く。）が含まれるものであること。
- (4) 規則第30条の2第4号に規定する「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれるものであること。
- (5) 規則第30条の2第5号に規定する「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれるものであること。

3 配管等

- (1) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

ヘッドの合計個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管口径(A)	25	25	32	40	50	65

- (2) 送水区域に対する送水口の数は次表によること。

送水区域	1	2	3	4	5以上
送水口(双口)	1	2	3	4	送水区域の1/2以上最大5

- (3) 配管内の充水

ア 配管内は、補助用高架水槽により、常時充水しておくこと。

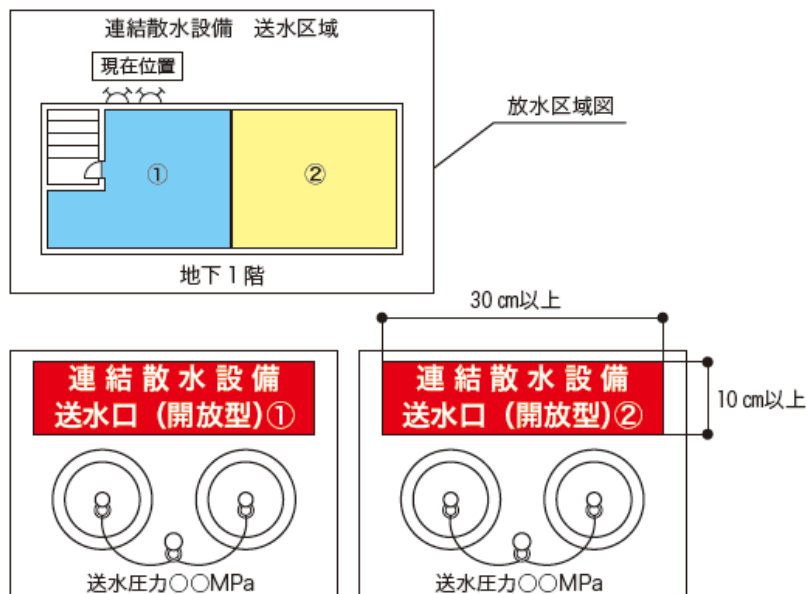
イ 補助用高架水槽と主管の接続配管の管径は、呼び径50A以上とすること。

ウ 有効水量は、1.0㎡以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合には、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該有効水量を0.5㎡以上とすることができる。

- (4) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称65の差込式の受け口とし、受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称65の差込式の覆冠等を設けること。

4 送水口

第3スプリンクラー設備5を準用するほか、送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図及び平面図を送水口の直近の見やすい箇所に表示すること。



5 標識

第3 スプリンクラー設備10を準用すること。

この場合、「スプリンクラー設備」を「連結散水設備」に読み替えること。

4 特例基準

(1) 令第28条の2の規定にかかわらず、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）」に規定する特定共同住宅等で、次のア及びイに該当するものについては、連結散水設備を設置しないことができるものとする。

ア 40号省令第2条第9号に定める開放型特定共同住宅等（以下「開放型特定共同住宅等」という。）」又は同条第10号に定める二方向避難・開放型特定共同住宅等（以下「二方向避難・開放型特定共同住宅等」という。）」であること。

イ 40号省令第2条第2号に定める住戸等のうち、同条第6号に定める開放型廊下（以下「開放型廊下」という。）」又は同条第7号に定める開放型階段（以下「開放型階段」という。）」に主たる出入口が面する住戸、共用室及び管理人室（以下「開放型廊下等に面する住戸等」という。）」、開放型廊下並びに開放型階段の部分を除く地階の床面積の合計が700㎡未満であること。

(2) 令第28条の2の規定により連結散水設備を設置する場合において、開放型特定共同住宅等又は二方向避難・開放型特定共同住宅等における開放型廊下等に面する住戸等、開放型廊下及び開放型階段の部分については、規則第30条の2の規定にかかわらず、散水ヘッドを設置しないことができるものとする。

(3) 次に掲げる部分は、散水ヘッドを設けないことができる。

ア 天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品等が置かれていない次に掲げる部分

(ア) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物のプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分

(イ) 駐車場の傾斜路、カーリフトその他これらに類する部分

(ウ) 開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、第3スプリンクラー設備11(5)に該当する部分

イ 建基令第112条に規定する防火区画されている次の部分

(ア) 常時人がいない発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置され

ている室（以下この項において「変電室等」という。）へ通ずる機器搬入路又は通路で、次の基準に適合しているもの

- a 可燃性の物品が置かれていないこと。
- b 天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られているものであること。
- c 変電室等へ通ずる専用のものであること。

(イ) 規則第13条第3項第7号又は第8号に規定される室

この場合、「その他これらに類する室」として扱うことのできるものは、第3スプリンクラー設備11(6)又は(7)を準用すること。

ウ 第3スプリンクラー設備11(1)に該当する部分

エ 閉鎖型ヘッドを設ける場合で、第3スプリンクラー設備11(3)に該当する部分

(4) 次のすべての要件に適合する場合は、規則第30条の3規定にかかわらず、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。

ア 合計樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号）第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

イ 連結送水管の設計圧力を上回る耐圧性能（最大使用圧力）を有していること。

ウ 地中埋設部分に設けること。